

特認校制が利用できます

該当中学校の学区にお住まいの保護者のみなさまへ



一定規模以上の中学校の通学区域(下の枠内にある中学校12校、令和2年5月1日現在で通常学級12以上の中学校)にお住まいの生徒及び入学予定生徒は、特認校制(通学区域に関係なく特定の学校に通学できる制度)を利用して、西田学園(後期課程、中学校に相当)に通学することができます。



- 学校見学会 令和3年1月21日(木)
受付:13時45分~
開始:14時



★見学問い合わせ先★ 西田学園 TEL 024-972-2215

- 対象者 : 上の枠内にある中学校12校の通学区域にお住まいの生徒(中1~2)及び令和3年度入学予定生徒

裏面もご覧ください!

- 募集人数：後期課程7年生(中学1年生) 10名程度
後期課程8年生(中学2年生) 7名程度
後期課程9年生(中学3年生) 1名程度

●申請期間：令和3年1月12日(火)～2月12日(金)

●申請・問い合わせ先：郡山市教育委員会学校教育推進課
(市役所本庁舎5階)
TEL 024-924-2431

※制度について詳細な内容を説明後、
御理解いただいた上で申込となりますので、
窓口でのみ受付いたします。

◎申請書は学校教育推進課でお渡します。
市ウェブサイトにも掲載しています。
詳しくはQRコードを読み取るか
「郡山市 学区 弾力」で検索してください。



●通学を希望する方は、次の内容を必ず確認ください。

- ◆保護者の負担と責任による通学(送迎)となります。
(西田地区への路線バスはありませんので、送迎が必要です。)
- ◆西田学園の教育活動に賛同・協力いただけることが条件となります。
- ◆募集人数を超えた場合は、抽選となります。
抽選から漏れた場合は指定校へ入学となります。
- ◆申請後、事情により申請を取り下げる場合は、申請期間中(1月12日～2月12日)に申し出願います。
- ◆申請または入学許可後、申請内容が事実と異なる場合や西田学園の趣旨・目的に沿わない事由が生じ、支障があると認められる場合には、申請または入学許可取り消しとなる場合があります。